

報道関係者 各位

令和6年9月18日

【照会先】

- 広島労働局職業安定部 職業対策課  
課長 細木 誠  
地方障害者雇用担当官 石田 智宏  
(電話) 082 (502) 7832
- 三原公共職業安定所  
所長 楠戸 雅浩  
統括職業指導官 馬場 亮一  
(電話) 0848 (64) 8609

## 地域の中小企業がチームとなって障害者の雇用を創出

### 事業協同組合等算定特例の認定について

#### ～ 県内初の有限責任事業組合（LLP）特例認定 全国3例目 ～

広島労働局（局長 おぬま こうじ 小沼 宏治）と三原公共職業安定所（所長 くすど まきひろ 楠戸 雅浩）は、この度、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく事業協同組合等算定特例制度において、有限責任事業組合（LLP）の特例認定を行いました。

報道機関の皆様には障害者雇用に対する経営者の理解を促進するとともに、障害者雇用に積極的に取り組んでいる事業主について、多くの県民の皆様に広く知っていただけるように、取材・報道をよろしくお願いいたします。

#### 1. 認定有限責任事業組合

Scratch 有限責任事業組合 （広島県三原市城町1丁目15-1 旭ビル102）

#### 2. 認定特定事業主

株式会社 エーガールズ （広島県三原市城町1丁目12-5）

株式会社 メタルプロ （広島県三原市本郷町南方8827-1）

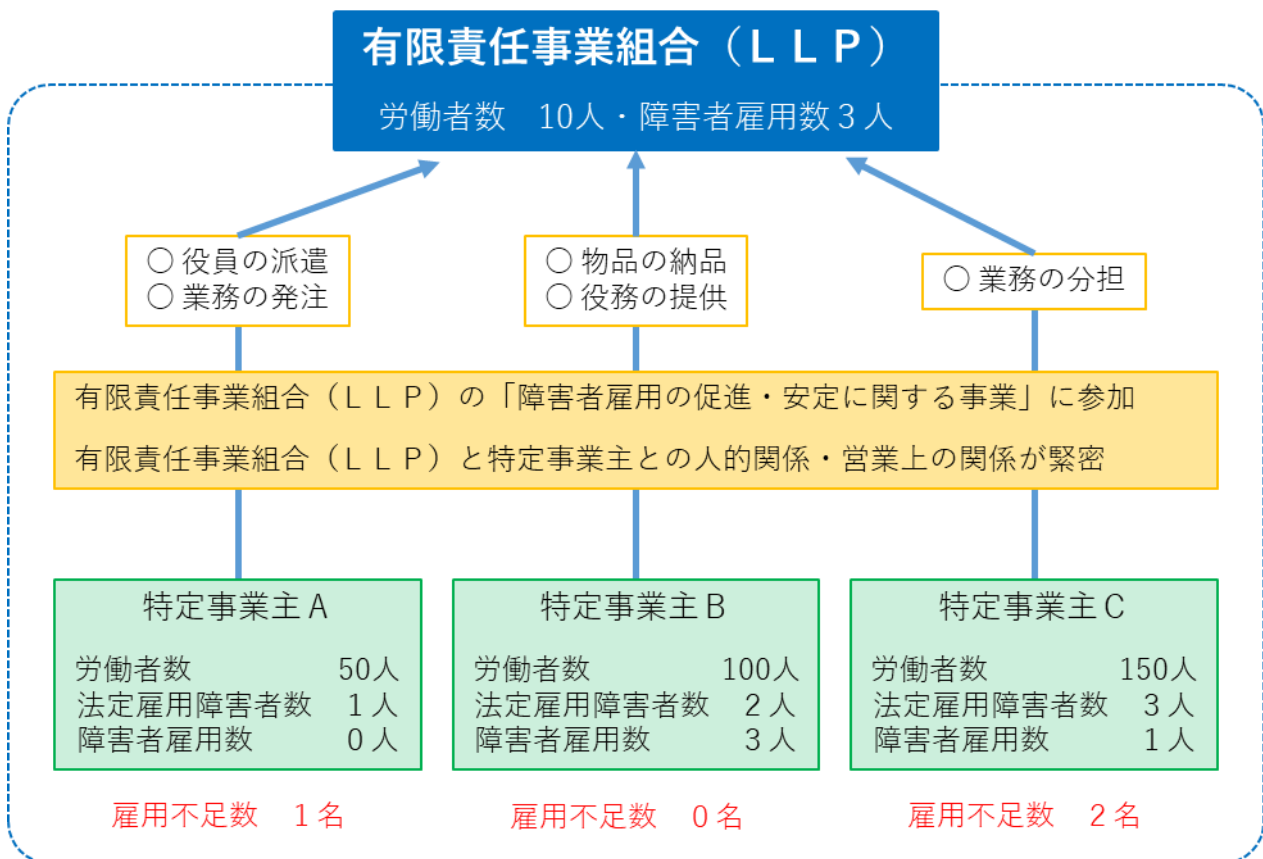
#### 3. 認定年月日

令和6年9月4日

### 事業協同組合等算定特例制度とは

事業協同組合等算定特例制度とは、中小企業が事業協同組合等を活用して共同事業を行い、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けたものについて、その事業協同組合等とその組合員である中小企業（特定事業主）における実雇用率を通算することができる制度です。

個々の中小企業では障害者雇用を進めるのに十分な仕事量の確保が困難な場合でも、事業協同組合等を活用し、複数の中小企業が共同して障害者の雇用機会を創出することができます。



- 複数の中小企業がチームとなって、共同して障害者の雇用機会を創出する。
- 有限責任事業協同組合と特定事業主で実雇用率を算定する

- ・ 組合全体の障害者雇用義務  
 $(50人+100人+150人+10人) \times 2.5\% = 7人$
- ・ 組合全体の障害者雇用数  
 $0人+3人+1人+3人 = 7人$

→ 組合全体で法定雇用障害者数達成

※取材についてのご案内

認定特定事業主（又は有限責任事業組合）への取材も可能です。取材を希望される場合は、事前に照会先の三原公共職業安定所までご連絡をお願いします。